

「三郷市自殺対策計画（案）」に対するパブリック・コメント手続きの結果について

- (1) 政策等の題名 三郷市自殺対策計画
- (2) 政策等の案の公表日 平成 30 年 11 月 27 日（火）
- 意見の募集期間 平成 30 年 11 月 27 日（火）～平成 30 年 12 月 27 日（水）
- (3) 意見の提出状況

提出件数	意見提出方法			
9 件	持参	郵送	FAX	E メール
	0	0	1	8

- (4) 意見等の概要と市の考え方

NO	意見等の概要	市の考え方
①	・自殺の要因となりうる失恋問題の予防策も重要課題とした上で、当問題の具体的な予防策を提示できる独創的なボランティア講師を首都圏近郊から発掘する当計画案にしたい。	失恋問題については、第 2 章 2 (1)「背景にある主な自殺の危機経路」のとおり、自殺の要因のひとつと捉えています。第 4 章 3 (4)「生きづらさを抱えた若年者（児童・生徒）への支援」に掲げた「SOS の出し方に関する教育の実施」において、こころの健康を学び、必要時に自らが相談できるよう、教育を推進することで予防に繋がると考えております。また、講師に関しても三郷市自殺対策計画を理解したうえで、推進して頂けるような講師を検討してまいります。
②	・自殺の危険性も秘める引きこもりの全国規模数値を当計画案に表記していただきたい。	引きこもり問題については、第 2 章 2 (1)「背景にある主な自殺の危機経路」のとおり、統計資料には無いものの、自殺の要因のひとつと捉えております。第 4 章 3 (4)「生きづらさを抱えた若年者（児童・生徒）への支援」において、引きこもりになる前に早期介入できるよう、若年層が抱える様々な問題に対し、相談窓口や関係機関の連携を推進してまいります。
③	・「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、自殺者が着実に減少するよう、三郷市としての歩みを進めてほしい。	三郷市の具体的な取り組みについて、第 4 章に基本施策・重点施策に分け記載しております。住民や関係機関等と連携を図り、自殺対策を推進してまいります。
④	・市民が計画を目にすることは少ないと思われるので、「市の自殺率が高いこと、誰にでも起こり得ること、様々な相談機関があり自殺は防ぐことのできる社会的な問題であること等」を概要版やポスターにして公共施設や病院、事業所、学校等に配置または掲示することで多くの方に周知してください。	三郷市自殺対策計画（概要版）を作成し、市内公共機関をはじめ、市内の健康づくり協力店などにも設置し、広く周知してまいります。その他啓発物の作成にあたりましても、市民の目に留まりやすいよう、形態を工夫してまいります。

⑤	・自殺を考えているとき行動に移す前のある一時期において シグナルを出す方が多いです。今後、SNS をはじめとするネットのサイバーパトロール等の必要性も出てくるかと思っています。	厚生労働省のホームページに掲載されている、SNS 相談機関（LINE・チャット等による相談）を活用し、周知してまいります。三郷市独自の SNS 相談やサイバーパトロール等は、国や県の動向を踏まえ、関係機関と連携しながら検討してまいります。
⑥	・一番大切なのは、自殺したいと思わない心を作ることではないでしょうか。小さい頃から「自分を肯定し、他人を肯定する」教育が必要であり、また親世代においても「子どもを否定しない子育て」をしていくことが重要だと思います。	第４章３（４）「生きづらさを抱えた若年者（児童・生徒）への支援」として、「SOS の出し方に関する教育の実施」を掲げており、その中で、命の授業・親への教育を実施することとしております。また、「SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化」として、地域の連携を強化してまいります。
⑦	・地域の方々においても普段から声をかけあうまちづくりが心の影を払拭してくれることに繋がると思います。	市民ひとりひとりが、身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人、すなわち『ゲートキーパー（いのちの門番）』になることで、地域全体で自殺対策に取り組めると考えております。そのためにも当計画を広く周知し、「ゲートキーパー養成講座」を推進してまいります。
⑧	・具体的な数値目標（KPI 等）が入った方が評価をしやすいと思います。	第３章３「計画の数値目標と評価指標」とおり、国や県と足並みを揃え、数値目標を掲げております。さらに、それぞれの取り組みの実効性を高めるため、第４章基本施策・重点施策の項目に進捗確認チェックシートを設けており、毎年評価を行います。
⑨	首吊り自殺未遂や練炭自殺未遂の場合、脳への酸素の供給が滞り、低酸素性脳症の後遺症で高次脳機能障害となる場合がございます。「自殺未遂者の継続的支援のためのネットワークを構築する」際に、低酸素性脳症の後遺症などを抱えた方を早期に「高次脳機能障害」という診断につなげ、器質性精神障害として、障害者総合支援法などの施策につなげていくことも考えていただければ嬉しく存じます。	本計画にて、新たに「自殺未遂者の継続的支援のためのネットワークを構築する」が提案されました。ご意見いただきました内容を踏まえ、県や関係機関等と連携を図り、各種取組を検討・推進してまいります。